

第2次和歌山県犯罪被害者等支援基本計画の策定について

和歌山県では、令和8年3月で現行の第1次和歌山県犯罪被害者等支援基本計画の計画期間が終了することから、社会情勢や国の動向等を踏まえ、犯罪被害者等支援を一層推進するため、第2次計画を策定しました。

1. 計画の内容

5つの施策の柱を軸として、犯罪被害者等の多様なニーズに応じた必要な支援を途切れることなく受けることができる社会の実現を目指します。

- ① 相談体制の整備・充実
- ② 支援体制の整備・充実
- ③ 精神的・身体的被害の回復・防止
- ④ 経済的・損害回復支援等
- ⑤ 県民の理解の増進

2. 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

3. 計画の公表

計画の全文、概要版は県民生活課のホームページで公表しています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/d00204008.html>

(連絡先)

環境生活部生活局県民生活課生活安全班

担当：尾崎、東

電話：073-441-2350（内線 2351）